

令和8年松戸市議会6月定例会の提出予定議案

定例会に提出予定の議案につきましては 13件になります。

1	専決処分の報告及び承認について	1件
2	予算関係 「補正予算について」	2件
3	条例関係 「条例の一部改正について」	5件
4	その他 「契約の締結について」	1件
	「和解及び損害賠償の額の決定について」	1件
	「総合計画の変更について」	1件
	「人事案件について」	2件

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部総務課 ☎047-366-7305

FAX047-363-3200 ✉mcsoumu@city.matsudo.chiba.jp

令和8年松戸市議会6月定例会提出予定議案一覧

	議案番号	議 案 名	問い合わせ
1	議案第1号	専決処分報告及び承認について (松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について)	税 制 課 ☎366-7321
2	議案第2号	令和8年度 松戸市一般会計補正予算(第1回)	財 政 課 ☎366-7076
3	議案第3号	令和8年度 松戸市一般会計補正予算(第2回)	財 政 課 ☎366-7076
4	議案第4号	松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について	税 制 課 ☎366-7321
5	議案第5号	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	廃 棄 物 対 策 課 ☎704-2010
6	議案第6号	松戸市景観条例の一部を改正する条例の制定について	都 市 計 画 課 ☎366-7372
7	議案第7号	松戸市自転車駐車場附置義務条例の一部を改正する条例の制定について	交 通 政 策 課 ☎366-7439
8	議案第8号	松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	消 防 総 務 課 ☎363-1116
9	議案第9号	契約の締結について	道 路 維 持 課 ☎366-7358
10	議案第10号	和解及び損害賠償の額の決定について	公共施設マネジメント課 管 財 担 当 室 ☎366-7316
11	議案第11号	松戸市総合計画の変更について	政 策 推 進 課 ☎366-7072
12	議案第12号	人権擁護委員候補者の推薦について(恩田 美智子)	行 政 経 営 課 ☎366-7311
13	議案第13号	人権擁護委員候補者の推薦について(渡部 網博)	行 政 経 営 課 ☎366-7311

令和8年松戸市議会6月定例会予定と主な内容

期日	会議予定時刻	会議予定	主な内容
6月10日(水)	午前10時	招集日・本会議	議案提案理由説明
11日(木)	午前10時	本会議	一般質問
12日(金)	午前10時		
15日(月)	午前10時		
16日(火)	午前10時		
17日(水)	午前10時		一般質問・議案質疑
19日(金)	午前10時	総務財務常任委員会	議案等の審査
22日(月)	午前10時	健康福祉常任委員会	
23日(火)	午前10時	教育環境常任委員会	
24日(水)	午前10時	建設経済常任委員会	
26日(金)	午前10時	本会議	議案等の採決



松戸市市税条例の一部を改正する条例（案）の提出

●改正の主旨

地方税法の改正に伴い、固定資産税の免税点の引上げ並びに固定資産税及び都市計画税に係る地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）を設ける等するとともに、近年の建築資材費、労務単価の上昇に伴い工事費等が高騰する中、都市計画事業の促進及び都市インフラの維持管理を目的として、持続的・安定的な自主財源を確保するために都市計画税の税率の改定を行うため、6月議会に「松戸市市税条例の一部を改正する条例（案）」を提出することとしました。

●主な改正内容

(1) 地方税法の改正に伴い、市税条例も下記のとおり改正するものです。

ア 固定資産税の免税点を引き上げるもの

家屋：20万円 → 30万円

償却資産150万円 → 180万円

【第79条】施行期日 令和9年4月1日

イ バリアフリー改修に係る減額措置の拡充及びわがまち特例の新設

対象を特別特定建築物まで拡充し、新たな特例措置を創設するもの

【附則第31条第24項、附則第50条第5項】

ウ わがまち特例（課税標準）の特例措置割合の見直し

再生可能エネルギー発電設備に係る特例について、対象及び特例割合を見直し、適用期限を延長するもの

【附則第31条第10項】

※イ・ウについては、松戸市内において対象となる設備等はありませんが、地方税法の改正に併せた改正となります。

(2) 都市計画税は、公園の整備や下水道の建設など、暮らしやすい街づくりのために使われる「目的税」で、本市は40年以上に渡り税率を据え置いておりましたが、工事費等の高騰に対応するとともに、今後も都市計画事業を円滑にすすめるため、都市計画税率を0.23%から0.3%に改定します。

【第153条】施行期日 令和9年4月1日

※平均的な木造家屋（土地・家屋）の所有者の税負担（目安）

土地135.00㎡、家屋100.00㎡の場合

令和9年度税額（都市計画税のみ）

改定前15,800円 → 改定後20,600円（+4,800円）となります。

(3) その他所要の改正については、法令改正に伴う適用期限の延長等及び条ずれ等の改正です。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5

松戸市財務部税制課 ☎047-366-7321

FAX047-360-1300 ✉ mczeisei@city.matsudo.chiba.jp